

【 検 査 】

５７６ プロポフォール注射剤（上部、下部消化管内視鏡検査時等）の算定について

《令和７年６月３０日》

○ 取扱い

次の場合のプロポフォール注射剤（１％ディプリバン注等）の算定は、原則として認められない。

- (1) 上部、下部消化管内視鏡検査時
- (2) D215 超音波検査時

○ 取扱いを作成した根拠等

プロポフォール注射剤（１％ディプリバン注等）は、添付文書の効能・効果が「全身麻酔の導入及び維持」、「集中治療における人工呼吸中の鎮静」である全身麻酔・鎮静用剤であり、催眠・鎮静剤と明確に区別している。一般的に上記検査時では当該医薬品を使用する状態ではないと考える。

以上のことから、上記検査時の当該医薬品の算定は、原則として認められないと判断した。